

公務労協2018春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

自民党の圧勝と安倍政権の継続を有権者が選択した第48回衆議院議員総選挙を踏まえ、民主主義への懐疑は一層深刻の度を増したといえる。戦後第3位そして5年を超えて長期化する安倍政権のもと、対立と対決に終始するのみの野党側の対応と政権への賛否を前提とするマスメディアの論調は、グローバル化と超少子高齢化社会におけるわが国の将来に向けた諸課題への冷静な議論を忘却させ、混乱と喧噪を煽るばかりである。

一方、有権者は、今次総選挙において、「自分の暮らしに満足」(56.4%)、「自身の未来に重要な選挙」(82.0%)と思考(2017年10月11日～24日実施「朝日新聞デジタルアンケート調査」)していた。歴史上、民主主義体制のもと有権者は、数多くの愚かな政治行動を支持してきた。しかし、おそらく人類史上はじめての経験となるわが国における凄まじいスピードで進行する人口減少と少子高齢化に、自らの権力維持と支持基盤への誘導を競うばかりの政治の限界において、いずれの政党からも賢明な判断に必要な選択肢を示されないまま、近視眼で利己主義的な民主主義は、基盤となる財政の破綻による社会システムと国民生活の崩壊以外に、どのような判断と結果を導こうとしているのか、依然として判然としないままである。

とくに、今次総選挙により改めて明らかになった最悪の問題は、「国内資産により消化」、「世界有数の経常黒字国・債権国」、「増税の余地」という三つの理由から指摘されていたわが国財政・公的債務の安全神話が、「基礎的財政収支黒字化の事実上そして現実的な不達成」と「超低金利政策による貯蓄率の低下」による債務増加の継続と国内資産を超える債務膨張の可能性、「出口のない金融緩和・円安誘導」が経常収支に及ぼす危険な影響、「消費税10%への二度にわたる延期と消費増税分の使途変更」で明確化した政治の責任放棄等で、すでに崩壊前夜に至っていることである。そして、今後10年余のうちかなりの確率で財政が破綻するという認識が一般にも広がっていること(例えば、経済産業研究所「経済の構造変化・経済政策と生活・消費に関するインターネット調査」)を見過ごしてはならない。

公務労協は、このような国の基本である政治と民主主義そして基盤となる財政をめぐる危機的状況を克服するとともに、何より国民生活を支える公共サービスに及ぼす

深刻な影響を回避するため、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすことを中心的な課題とした春季生活闘争を展開する。

2. 第48回衆議院議員総選挙以降の社会・経済、政治情勢

第48回衆議院議員総選挙後の11月9日に年初来最高値となった日経平均株価は、昨年後半から上昇傾向が顕著となり、この一年間で約3割上がり、バブル崩壊以降26年ぶりの高値水準で推移した。とくに、衆議院解散から総選挙投開票までの時期を見計らうように安倍政権・自民党側に有利な局面を導き、過去最長となった10月2日から24日までの16営業日続伸は、1960年12月21日から翌年1月11日の14日連騰という池田勇人内閣が国民所得倍増計画を掲げた高度成長期を超えることとなった。しかし、労働分配率の低水準を背景とした賃金の伸び悩みと内需・消費の低迷が一層深刻化するもと、株式時価総額対GDP（国内総生産）比率は約120%と、バブル期のピークである140%に近づきつつある。すでに、各国の主要中央銀行がリーマン・ショック後の超低金利政策と金融・量的緩和の出口戦略に揃って動き出しているとともに、人口減少に伴う経済規模の縮小という避けられない構造的問題を抱えるもと、危険度の高まる金融バブルの崩壊と来たるべき景気後退にどのように対処するのかが喫緊の課題として問われている。

総選挙後はじめての論戦の機会となった第195回特別国会は、第193回通常国会になお引き続き加計学園獣医学部新設問題と森友学園国有地売却問題等に議論の大半が費やされたことで、グローバル化と超少子高齢化社会における経済・財政・社会保障等の喫緊の課題に係る議論は空疎薄弱な論争にも至らず、総選挙結果を踏まえた野党の混乱と深慮遠謀のない与党ペースの国会運営ばかりがクローズアップされることとなった。とくに自民党より提起された衆議院における質疑時間の配分見直し問題は、政府の監視機能の低下、政権への追及機会縮小と疑惑隠し等の批判がなされた一方で、現憲法のもとにおいて「国の唯一の立法機関」とされる国会が、政府提出法案等の審議・議決機関に収斂してしまっている現状を踏まえ、近視眼で利己主義的な民主主義のもと自らの権力維持と支持基盤への誘導を競うばかりの政党政治の限界を修正する「国権の最高機関」としての国会の責任という観点からの対応が求められているといえる。なお、特別国会に政府が提出した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」等9件の法律案については、一刻の遅れも許されない厳しい日程と過去に例のない政治的環境において国会対策に困難を極めた一方で、①野党第一党が、衆参（立憲民主党、民進党）で異なる政治的リスクと、国会運営における両党間の緊密な連携の必要、②混乱続きの衆院国会運営を全体として円滑化した、参院における自民党と民進党との関

係の重要性、③法案審査等に関する野党間の橋渡し役の必要などの諸課題等を明らかにし、「保険業法等の一部を改正する法律案」を除き可決・成立することとなった。

3. 2018年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

第4次安倍内閣発足を受けて行われた世論調査における内閣支持率は上昇（2～10ポイント）し、すべての調査で不支持率を上回る結果となった。一方、第195特別国会における所信表明演説において安倍総理は、①北朝鮮問題への対応、②少子高齢化を克服する、③世界の成長を取り込む、④災害からの復旧・復興を訴え、今更の如く2009年総選挙における敗北と下野への反省に言及した。また、「財政健全化も確実に実施する」と述べたが、少なくとも自ら衆議院解散の理由とした「消費増税分の使途変更」を踏まえ、財政再建の新たな道筋を示すことがなかったことは、将来世代と国民生活に対する責任放棄に他ならない。なお、所信表明演説について、安倍政権に親和的な立場のマスメディアを含め総じて世論が「街頭演説の繰り返しのようで物足りない」との批判と不満を明らかにしたが、政権復帰から5年を超える長期政権の限界と憲法改正を除くレームダックを露呈したものか、特別国会での質疑に消極的だった姿勢のもと当初は想定していなかった演説が与党主導で決まったことへの不承のあらわれかは不明ながら、第48回衆議院議員総選挙を踏まえた今後の政権運営の基本的な方向等は、通常国会における施政方針演説を待たなければならない。

政府は、2017年12月22日、6年連続で過去最大を更新する一般会計総額97兆7,128億円となる2018年度当初予算案を閣議決定した。予算案は歳出について、社会保障費の自然増を0.5兆円に抑えるという目標（経済・財政再生計画）を高齢者や生活保護世帯の自己負担を拡大する薬価の改定と生活保護基準額の見直しにより達成したが、防衛費は北朝鮮問題への対応の必要に対し米国への過度な配慮が懸念されるもと、2017年度当初より1.3%増の5兆1,911億円と4年連続の増額となった。一方歳入は、バブル期の1991年度以来の高水準を見込んだ59兆790億円の税収を計上した。しかし、前提となる経済成長率を名目2.5%と予測していることについて、2016年度には実際の成長率が予測を下回ったことにより2兆円規模で税収が下振れし赤字国債を発行した経過を踏まえ、政権維持と安倍総理自らの思想信条に関連する予算に限っては財政健全化を一切考慮することのない歯止めなき歳出膨張に対し、楽観的・作為的に税収で繕う手法が常態化していることをあらわすものである。また、経済・財政再生計画が2018年度の基礎的財政収支を対GDP比△1%程度を目安にしていたにもかかわらず、予算案は予測通りの経済成長を達成しても△2%近くに達することとなり、政府が強調した「経済再生と財政健全化の両立」は、有名無実の虚飾に過ぎないことは明らかである。

2016年度の地方公共団体普通会計決算の概要においては、歳入・歳出総額が対前年度で減少（歳入 △0.5兆円、歳出△0.3兆円）となり、すべての団体に実質収支が黒字となっているが、市町村全体では黒字額が減少している。具体的には歳入について、都道府県では地方譲与税は減少したものの地方税・地方交付税・国庫支出金・地方債が増加、市町村では地方税と国庫支出金は増加した一方で地方交付税・地方債は減少している。歳出については、人件費が都道府県では増加（336億円、0.2%）しているのに対し、市町村では減少（△1266億円、△1.4%）となっている。また、都道府県では普通建設事業費等の投資的経費が大きく増加（6.2%）しているが、市町村では扶助費の増加（5.3%）が顕著になっている。これらの決算概要は、地方自治体の財政運営が安倍政権の経済財政政策と極度に一体化している状況を明らかにしているものといえるが、その趨勢と影響が今後の地方財政の死活をも左右することに留意するとともに、超少子高齢化社会における地方自治体の役割に基づく税財政基盤の確立という観点から喫緊の課題としての対応を強化する必要がある。

4. 連合「2018春季生活闘争方針」

連合は、2018春季生活闘争を「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争として、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するため、継続した所得の向上を実現するとともに、将来不安を払拭し、消費の拡大をはかっていくことが不可欠であることを指摘している。また、基本的な考え方において、①「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの継続、②「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」の継続的な取り組み、③「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組み等を提起している。

II 基本的な立場と取組の考え方等について

5年連続となる安倍政権の賃上げ要請のもと、企業の内部留保が約400兆円（2016年度）にまで積み上がる一方で、労働分配率の低下が強く懸念されるなど、ナショナルセンターとしての真価が問われる連合の春季生活闘争に結集するとともに、第48回衆議院議員総選挙において、与野党を問わず自らの権力維持と支持基盤への誘導を競うばかりの政治の限界のもと、失われたわが国政治に対する最後の期待として最大の争点となるべき「超高齢化社会における社会保障制度の安定と財政再建の両立」が放置されたことを直視して、2018年の春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
とくに、連合が提起する「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向け、民間構成組織の取組への連帯と支援に全力をあげる。
- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組を構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 引き続き、熊本地震及び東日本大震災の復旧・復興・再生に向けて、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。
- 「団塊の世代」がすべて75歳以上になるとされる2025年問題を間近に控えながら、選挙のための政治利用に埋没した公共サービスの再構築を通じて、国民が安心して暮らすことのできる社会を創造する「2018年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、引き続き、公務員人件費をはじめとして無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと政治全体が暴走する情勢にあるとともに、2018年6月には政府が新たな財政健全化計画の策定を予定していることを踏まえ、2018春季生活闘争の取組の基本的考え方等について、

- 第一に、すべての公共サービス労働者の生活の維持・改善と格差是正をはかること
- 第二に、良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性と普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること
- 第三に、これらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組を展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 2018年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

安倍総理が、国民に信を問う衆議院解散の理由とした教育無償化をはじめとする全世代型社会保障制度への転換は、基本的に各政党の公約と共通化した一方、そのための消費増税分の用途変更に対し野党は増税そのものの凍結、延期等を主張した。これは、公共サービスに対するこれまでの無原則無秩序な新自由主義的縮小圧力に加え、選挙のためのバラマキとして公共サービスが政治的利用に埋没したことを意味すると

ともに、今後、財源を先送りした無責任な現金給付の拡大で現物給付に基づく公共サービスは三つの深刻な圧力に晒される情勢にある。つまり、①新自由主義・ポピュリズムに基づく公務・公務員批判の延長における思想的・感情的圧力、②財政健全化のための自己責任による縮小圧力、③選挙のためのバラマキ＝現金給付中心主義による現物サービスの後退圧力として作用してくることを認識し、これらの圧力に対し毅然とした対立・対抗をはかるため、公共サービス基本法の意義と目的等を重視した活動を強化する。

具体的には、①2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求、②公共サービスの再構築に不可欠な公務における自律的労使関係制度の確立、③国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を柱に置くこととする。

とくに、熊本地震そして東日本大震災をはじめとする大規模災害について、引き続き、従事する労働組合としての社会的責任と役割を具体化するため、公共サービス基本法に基づく施策の充実に関する職場からの発信による対政府交渉等を通じた社会的な理解の再構築をはかることとする。

また、2010年春季生活闘争より取組を開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を引き続き重視することとする。

2018年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組は、以下のとおりとする。

- ① 活動のスタートとして、「2018年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月23日に開催する。
- ② 公務労協は、国民生活の安心と安全を支える基盤である公共サービスが、政治的に軽視されている現状を踏まえ、理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場を設置する。また、公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、「①中央集会」「②国会質疑」「⑤職場からの意見・要望等を集約・要求化した対政府交渉等」等を記事としたチラシを作成）。
- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対して努力義務が課

されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2018春季生活闘争における労使交渉の重点的課題として取り組む。

- ⑤ 公共サービス基本法の基本的施策の実施状況等について、公務労協及び関係構成組織が、熊本地震及び東日本大震災の関係地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との連携のもと、昨年につき直接職場からの意見・要望等の集約を行い、これを要求化して対政府交渉等を実施する。

2. 2018年通常国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組

国民生活の安心と安全を支える基盤である公共サービスが、政治的に軽視されている現状を踏まえ、理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場を設置するとともに、これらの政党を通じて、公共サービス基本法の「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という目的に基づく国及び地方公共団体の責務の履行や基本的施策の実施状況等について、連合との連携のもと国会対策をはかる。(再掲)

「すべての働く者の底上げ・底支え」との運動の両輪として、①企業間における公正・適正な取引関係の確立、②税による所得再分配機能の強化、③雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化および時間外労働の上限規制の確実な実現、④医療・介護・保育サービスの人材確保、⑤子ども・子育て支援の充実と待機児童の解消等の財源確保、⑥教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組を進める。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組

要求とその実現が、普遍的、社会的そして国際的な責任である労働基本権の回復は、第48回衆議院議員総選挙における与野党による財政健全化への責任放棄により、喫緊かつ正念場の最重要課題として対応の強化をはかる必要がある。具体的には、連合との連携のもと進めてきた2018年ILO総会の基準適用委員会における個別審査の実現をはかるとともに、それを端緒に、政府の責務において課題が継続されている国家公務員制度改革基本法第12条及び附則第2条に係る自律的労使関係制度の確立と労働基本権の回復を追求することとする。そして、組織内外の世論喚起と醸成を目的として連合が主催するシンポジウム(4月4日開催予定)に組織の総力をあげて結集する。

また、「国家公務員制度改革3法案」(2016年3月15日「民主党・維新の党共同提出」衆議院議案)が衆議院解散により廃案となったことを踏まえ、民主的な公務員制度改革と労働基本権の回復に係る法制度改正について、第48回衆議院議員総選挙における立憲民主党の公約、希望の党における「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案」及び「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」等の法案審査における議論経過を踏まえ、無所属の会（民進党）等を含めた共同提出議案とするための対策を講じることとする。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組

(1) 「政治」の公務員給与等への介入排除と公務員給与の社会的合意の再構築

無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へ政治全体が暴走する情勢にあることを踏まえ、「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。政府機関の地方移転に対しては、雇用と労働条件の維持を基本として取り組む。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ

2018春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に賃金の引上げを求める積極的な要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。

2. 非常勤職員等の待遇改善と雇用確保の取組

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求（(ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)「底上げ・底支え」「格差是正」と常勤職員との均等待遇を実現するため、「誰でも時給1,000円」、37円を目安とした時間給の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と一層の改善など）を提出し、交渉を実施する。あわせて、少なくとも同一労働同一賃金ガイドラインに基づき、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する非正規労働者の待遇改善を求める取組などを全力で進める。

(2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置付けるとともに、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用することを求めて取り組む。

3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組

公務員の定年について、早期引上げを求めて取り組む。定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定等に基づいてフルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用等と高齢期の生活を支える給与、適切な労働条件の確保をはかることとする。

4. 労働時間等の取組

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組を進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組を一段と強化する。具体的には、政府に対して、現に取り組んでいる超勤縮減策の着実な実施を徹底させるとともに、厳格な勤務時間管理の即時実施と、超過勤務縮減目標等の設定や、民間法制において罰則付で措置されることを踏まえ、少なくとも上限規制を講じることを求める。また、超過勤務手当の全額支給を求める。

5. 男女平等実現に向けた取組

- (1) 次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく行動計画や取組計画等の着実な実施を求める。
- (2) 男女がともに働きやすい職場づくり、女性の採用・登用・職域拡大、メンター制度の実効性確保に向けた取組を進める。

6. 働き方改革、公共サービス基本法に基づく適正な労働条件確保等の取組

働き方改革について、同一労働同一賃金原則に基づく非常勤職員等の待遇改善、長時間労働の是正、定年引上げの早期実現による高齢職員の一層の活用等に取り組む。

また、各構成組織は、公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

7. 統一要求基準について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2018春季生活闘争の統一要求基準を以下のとおりとする。

＜2018春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準＞

(1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2018年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と待遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用すること。
- ② 非常勤職員の待遇を抜本的に改善すること。2018年度については、時間給を最低37円引き上げること。

(3) 雇用と年金の接続について

- ① 公務員の定年引上げについて、早期に実施すること。
- ② 定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定等に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、超勤縮減策の着実な実施を徹底するとともに、厳格な勤務時間管理の即時実施、超過勤務縮減の目標設定を行い、上限規制を講じること。

(5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び国家公務員の女性活躍等取組方針等に基づく行動計画、取組計画等を着実に実施すること。

(6) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づき、従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、具体的な措置を講じること。

V 2018春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組と行動日程

- (1) 1月31日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 2月23日に、2018季生活闘争及び2018良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2018季生活闘争・2018公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
- (3) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組の連携を強化する。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組の連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。